

議事日程（閉会日） 令和6年12月12日 午前9時開議

- 日程第1 議案第54号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）
について
- 日程第2 議案第55号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算
（第2号）について
- 日程第3 議案第56号 木曾岬町議会議員及び木曾岬町長の選挙における選挙運動の
公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 発議第8号 再審法改正を求める意見書について
- 日程第5 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第54号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）
について
- 日程第2 議案第55号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算
（第2号）について
- 日程第3 議案第56号 木曾岬町議会議員及び木曾岬町長の選挙における選挙運動の
公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 発議第8号 再審法改正を求める意見書について
- 日程第5 議員派遣の件
- 追加日程第1 議案第57号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 追加日程第2 議案第58号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 追加日程第3 議案第59号 木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第4 議案第60号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第
5号）について
- 追加日程第5 議案第61号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計
補正予算（第3号）について
- 追加日程第6 議案第62号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予
算（第2号）について
- 追加日程第7 議案第63号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算
（第1号）について

出席議員（8名）

- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 後 藤 紀 子 | 2番 | 古 村 護 |
| 3番 | 鎌 田 鷹 介 | 5番 | 加 藤 眞 人 |

6 番 伊 藤 守
8 番 三 輪 一 雅

7 番 服 部 英二夫
9 番 伊 藤 好 博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長 加 藤 隆
教 育 長 伊 藤 芳 彦
危 機 管 理 課 長 坂 倉 丈 夫
産 業 課 長 中 山 重 徳
住 民 課 長 伊 藤 正 典
教 育 課 長 村 上 強
子ども・健康課長 佐 藤 信 恵

副 町 長 森 清 秀
総 務 政 策 課 長 小 島 裕 紹
会 計 管 理 者 藤 井 光 利
建 設 課 長 伊 藤 雅 人
税 務 課 長 神 野 美 紀 恵
福 祉 課 長 黒 田 和 弘
ふれあいの里所長 松 本 大

事務局出席職員

事 務 局 長 多 賀 達 人

議 会 事 務 局 鈴 木 琴 音

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

午前 9 時 0 分開議

○議長（三輪一雅議員） 皆様、おはようございます。

本日は、令和6年第4回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、諸般何かとご多用のところ、ご出席を賜わり厚く御礼申しあげます。また、加藤町長はじめ執行部の皆様におかれましても、ご出席いただきありがとうございます。

令和6年第4回定例会は、12月5日から8日間の日程で開かれまして、本日が今期定例会の閉会日でございます。本日の議案審議に際しましても、慎重審議をお願い申し上げまして開会の挨拶といたします。

ただ今の出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

改めまして、本日の議事日程は、お手元のタブレットご覧のとおりでございます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議案第54号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）
について

日程第2 議案第55号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算
（第2号）について

日程第3 議案第56号 木曾岬町議会議員及び木曾岬町長の選挙における選挙運動の
公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（三輪一雅議員） 日程第1、議案第54号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第3、議案第56号、木曾岬町議会議員及び木曾岬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いての３議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） ただ今、議題としました議案につきましては、定例会の初日に提案理由説明と詳細説明をお聞きしています。

また、先般１０日には、各議案に対する質疑が終わっております。

よって、これより討論に入ります。討論は一括討論といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認め、一括討論といたします。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 討論者なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案採決に入ります。

議案の採決は、議会運営委員会でご決定いただいたとおり採決をいたしますので、ご理解願います。

それでは、議案第５４号を採決します。

日程第１、議案第５４号、令和６年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第４号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第５４号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第５５号を採決いたします。

日程第２、議案第５５号、令和６年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第５５号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第５６号を採決いたします。

日程第３、議案第５６号、木曾岬町議会議員及び木曾岬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 発議第8号 再審法改正を求める意見書について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第4、発議第8号、再審法改正を求める意見書についてを上程し、これを議題といたします。

ここで提出者に趣旨説明を求めます。発議第8号について、提出者は登壇の上、お願いいたします。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長、3番。

○議長（三輪一雅議員） 3番議席、鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） 発議第8号の趣旨説明を申し上げます。別紙の意見書案の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

再審法改正を求める意見書（案）。意見書は、内閣総理大臣宛でございます。

その理由といたしまして、えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては、再審がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば再審のルールが存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正すべきである。

ゆえに、国におかれては、再審法を速やかに改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 趣旨説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ご質疑があります方は、ご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今上程しております、発議第8号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって、発議第8号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 特に、討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより、上程されております議案の採決に入ります。

日程第4、発議第8号、再審法改正を求める意見書についてを、原案のとおり可決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、発議第8号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

可決しました意見書は、事務局より直ちに送付いたさせます。

日程第5 議員派遣の件

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元のタブレットご覧のとおり派遣することになりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元のタブレットご覧のとおり派遣することに決定いたしました。

ここで皆様にお諮りいたします。

12月5日定例会散会後に、執行部より今期定例会での追加議案の申し出がありました。

その議案の概要、また緊急性については既に全議員がお聴き取りされたところと存じます。

よって、追加議案として提出されております議案第 57 号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第 63 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてまでの 7 議案を日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 7 として、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号から議案第 63 号を追加日程第 1 から追加日程第 7 として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 議案第 57 号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第 2 議案第 58 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第 3 議案第 59 号 木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第 4 議案第 60 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 5 号）について

追加日程第 5 議案第 61 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

追加日程第 6 議案第 62 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

追加日程第 7 議案第 63 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（三輪一雅議員） 追加日程第 1、議案第 57 号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから追加日程第 7、議案第 63 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてまでの 7 議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を、議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 改めて、皆さん、おはようございます。

ただ今、上程を賜りました議案第５７号から議案第６３号までの７議案につきまして、その提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第５７号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第５８号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、および議案第５９号、木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上、３議案につきましては、人事院勧告の趣旨に鑑み、情勢適応の観点から月例給および期末・勤勉手当の支給割合を変更するための条例改正を行うものでございます。

次に、議案第６０号、令和６年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第５号）について、議案第６１号、令和６年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、議案第６２号、令和６年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第２号）について、および議案第６３号、令和６年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第１号）について。以上の４議案につきましては、人事院勧告に伴う人件費の精査により、それぞれ所要の措置を講ずるものでございます。

以上、上程を賜りました７議案の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、何卒、十分にご審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、議案第５７号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段、提案理由でございます。

令和６年の人事院勧告により、一般職の職員の給与に関する法律における勤勉手当の支給割合の変更及び給与表の改正が行われたため、これに基づく木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

それでは、新旧対照表に基づきまして、説明をさせていただきます。

はじめに、第１条関係でございます。

第１７条第２項期末手当でございますが、人事院勧告により、期末手当が０．０５月引

き上げられたことから、１２月支給分におきまして、１００分の１２２．５を１００分の１２７．５に、特定管理職におきましては、１００分の１０２．５を１００分の１０７．５にそれぞれ改正するものでございます。

続く、第３項では、定年前再任用短時間勤務職員への適用条文につきまして、第２項での改正を反映させるための改正を行っているものでございます。

第１８条第２項勤勉手当でございますが、第１号では、人事院勧告によりまして勤勉手当が０．０５月引き上げられたことから、１２月の支給分におきまして、１００分の１０２．５を１００分の１０７．５、特定管理職におきましては、１００分の１２２．５を１００分の１２７．５に、それぞれ改正するものでございます。

続く、第２号では、定年前再任用短時間勤務職員への適用条文につきまして、第１号での改正を反映させるための改正を行っているものでございます。

次に、別表第１（第３条関係）の行政職給料表の（一）、（二）それぞれにつきましては、人事院勧告に従った改正を行ったもので、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表の引上げ改定を行っているものでございます。

次に、第２条関係でございます。

第１７条は、期末手当の額を定めるものでございますが、第２項では、期末手当が６月期、１２月期それぞれ均等になるよう改正されたことから、１００分の１２５に、また特定管理職にあつては、１００分の１０５に改め、続く、第３項では、定年前再任用短時間勤務職員への適用条文につきまして、第２項での改正を反映させるための改正を行っているものでございます。

続く、第１８条第２項では、勤勉手当の額を定めるものでございますが、第１号では、勤勉手当が６月期、１２月期、それぞれ均等になるように改正されたことから、１００分の１０５に、また、特定管理職にあつては、１００分の１２５に改め、続く、第２号では、定年前再任用短時間勤務職員への適用条文につきまして、第１号での改正を反映させるための改正を行っているものでございます。

ページ条例本文まで戻りまして、附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第２条の規定におきましては、令和７年４月１日から施行するというものでございます。

以上、木曽岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

続きまして、議案第５８号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段、提案理由でございます。

令和6年人事院勧告に準じ、町長等の期末手当の支給割合を変更するものである。町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

新旧対照表にて説明させていただきます。

まず、第1条関係でございます。

第3条の給与以外の給与でございますが、職員の人事院勧告に合わせまして、町長等の期末手当につきまして、12月支給分で0.1か月引き上げを行いまして、12月期を100分の225から100分の235に改めるものでございます。

次に、第2条関係でございます。

第3条の給与以外の給与の支給額につきまして、職員同様に6月期、12月期の期末手当が均衡になるよう改めるもので、期末手当の6月期を100分の225から100分の230に改め、12月期を100分の235から100分の230に改めるものでございます。

ページ条例本文に戻りまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の期末手当の均衡となる規定につきましては、令和7年の4月1日から施行するというものでございます。

以上、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

続きまして、議案第59号、木曽岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曽岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。

令和6年の人事院勧告に準じ、会計年度任用職員の給料表の改正をするものである。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

新旧対照表で説明をさせていただきます。

別表第1、及び別表第2、第3条関係でございますが、これの行政職給料表につきまして、一般職員と同様に、人事院勧告に従った改正を行うものでございます。

ページ条例本文に戻りまして、附則でございます。

この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から施行するというものでございます。

以上が、木曽岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例の制定についての説明でございます。

続きまして、議案第60号から議案第63号までを一括して説明させていただきます。

はじめに、各議案の議案書について説明をさせていただきます。

議案60号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項におきまして、既決予算額に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加いたしまして、予算の総額を38億3,000万円とし、第2項では、補正後の歳入歳出予算等の金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定しているものでございます。

次に、議案第61号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に歳入歳出それぞれ42万7,000円を追加いたしまして、予算の総額を7億2,145万5,000円とし、第2項では、補正後の歳入歳出予算等の金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定しているものでございます。

次に、議案第62号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものでございます。

収益的収入および支出におきまして、140万円を追加いたしまして、事業収益を4億4,796万9,000円に、また、事業費用を4億3,696万9,000円とするものでございます。

次に、議案第63号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものでございます。

水道事業費用におきましては、82万2,000円を追加いたしまして、2億1,204万7,000円とするものでございます。

以上が、4議案の議案書となります。

それでは次に、令和6年度12月補正予算追加の予算事業概要書にて説明をさせていただきます。

今回補正をお願いしようとする会計は、先ほど申しましたように、一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業会計および水道事業会計の4会計で、その補正額は、一般会計で1,400万円、国民健康保険特別会計で42万7,000円、下水道事業会計で140万円、水道事業会計で82万2,000円、それぞれ増額をいたしまして、全8会計での補正後の予算額を62億7,352万7,000円とするものでございます。

今ご覧いただいている資料には、それぞれの補正予算の内容につきまして、その要点を記載させていただいておりますが、この度の補正予算につきましては、全会計とも人事院勧告に伴う人件費の精査による所要の措置を講じているものでございます。

はじめに、一般会計補正予算の歳入の要点についてでございますが、この度の補正では、

繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出の要点についてでございますが、この度の補正では、8つの款において、それぞれで計上されている正規職員、特別職、会計年度任用職員の人件費を増額し、あわせまして、民生費、農林水産費、土木費において、それぞれが所管する特別会計や事業会計に対しての繰出金の計上を行っているものでございます。

なお、先日、議員の皆様には追加議案の申し出をさせていただいた際に、低所得者の支援金についても計上させていただきたい旨の説明をさせていただきました。しかしながら、国から給付にあたりましてシステム等の詳細な制度設計の内容決定が示される時期が遅れておりまして、その関係から今回の補正予算に計上が間に合わないということになりましたので、今回の補正予算には未計上とさせていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、国民健康保険特別会計では、会計年度任用職員の、下水道事業会計、水道事業会計では、正規職員の人件費につきましてそれぞれ増額し、その内容についても記載させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

この他、タブレットの中には、各会計の歳出予算書の事業説明の資料も添付をさせていただいておりますが、先程ご説明させていただきましたとおり、人件費に係る補正のみとなっておりますことから、この度、説明書の説明は省略をさせていただきますのでご了承ください。

以上、議案第60号から議案第63号までの4議案の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより議案の質疑に入ります。

なお、質疑の回数は、会議規則第55条の規定により、1議題につき、1議員3回までとなっておりますので、ご承知おき願います。

最初に、議案第57号、木曽岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。

ご質疑があります方は、ご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第58号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。

ご質疑があります方は、ご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第59号、木曽岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを審議いたします。

ご質疑があります方は、ご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第60号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第5号）についてを審議いたします。

ご質疑があります方は、ご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第61号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを審議いたします。

ご質疑があります方は、ご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第62号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを審議いたします。

ご質疑があります方は、ご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第63号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計補正予算（第1号）についてを審議いたします。

ご質疑があります方は、ご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結します。

ここでお諮りいたします。議案第57号から議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第63号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。

討論は一括討論といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認め、一括討論といたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 討論者なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案採決に入ります。

それでは、追加日程第１、議案第５７号、木曽岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第５７号は、原案のとおり、可決することに決定しました。

次に、追加日程第２、議案第５８号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第５８号は、原案のとおり、可決することに決定しました。

次に、追加日程第３、議案第５９号、木曽岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第５９号は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第４、議案第６０号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第５号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第６０号は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第５、議案第６１号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第６１号は、原案のとおり、可決することに決定しました。

次に、追加日程第６、議案第６２号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計補正予算（第２号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第６２号は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第７、議案第６３号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計補

正予算（第１号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第６３号は、原案のとおり、可決することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これにて、令和６年第４回木曽岬町議会定例会を閉会といたします

午前 ９時３５分閉会

○議長（三輪一雅議員） 議員の皆様方には、今期定例会が１２月５日から本日までの８日間の日程で開催され、その間、住民の負託にお応えすべく慎重に議案審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、加藤町長をはじめ執行部の皆様方には、この度の可決されました補正予算や条例の一部改正等を、町民の福祉向上と町政の進展につなげていただきますよう、適正かつ的確な執行をお願い申し上げますとともに、長期間の議会審議にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

ご苦勞様でございました。

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
